

乙第8号証の22  
22  
2016

(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成 29 年 12 月 4 日付、 [REDACTED])	
令和 3 年 6 月 25 日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正	[REDACTED] 殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員警部補 [REDACTED]	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無 許可輸出）被告事件につき、平成 29 年 12 月 4 日作成の [REDACTED] 株式 会社から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりで あるから報告する。	
記	
1 複写年月日	令和 3 年 6 月 24 日
2 複写者	本職
3 複写対象物	平成 29 年 12 月 4 日付、[REDACTED] 株式会社から聴取した内容を記 録した捜査メモ
4 措置	当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

平成29年12月4日(月)

メ	モ	担当者	巡查部長
株式会社 [REDACTED]			
1	聴取日 平成29年12月4日(月)午後1時00分から午後2時45分までの間		
2	聴取場所 [REDACTED]		
3	聴取者 警部補、本職		
4	聴取内容 (1) 噴霧乾燥器を使用した生菌の製造について 入口温度や出口温度、風量、水溶液の濃度を考慮してやれば、生菌を製造することができる。	[REDACTED]	
<p>製品を製造した場合、製造時における金属の振動による静電気や器具の隙間など装置全体（乾燥室から排風機まで）で製品全体の2~5%くらい機械内部に残ると考えられる。 連續運転し続けても、装置内部に菌の付着は何層も重ならないと思うし、せいぜい2,3層ではないか。 もし菌が何層も重なった場合は、設定条件が上手くできていない証拠である。</p> <p>(2) 内部の滅菌又は殺菌について 企業としては、製造後分解して洗浄後に乾燥するのが通常である。 菌が付着した状態で乾熱滅菌を行うことは理論上可能であると思うが、菌が焦げ付いて装置に付着しまうだろうそれを取り除くのは大変である（鍋の焦げ付きを考えてみればわかりやすいと思う）。 企業は何度も製造するので、洗浄前に乾熱滅菌をすることはないと思うし、そういった企業からの相談も受けたことはない。 通常、乾燥室の洗浄はアトマイザ（乾燥庫上部にある噴霧装置）を外し、洗浄ノズル（ローダリーノズル）に付け替えて行う。 被爆の観点を考えたとき、10ミクロン以下の粒径の場合アトマイザを外した時に菌が舞</p>			



うのではないか。

乾熱滅菌作業を行ううえで、装置内部で菌が死ににくい場所は器具と器具の間のパッキン部分だろう。